

障がい者生活支援金制度利用説明書

1、障がい者生活支援金制度設立主旨

生活に困っている障がい者や家族が安心して暮らせるように、障がい者・家族・支援者・市民・企業、生産者など夫々が協働して、障がい者や家族の生活を支援する制度です

2、障がい者生活支援金制度概要

- ①生活支援金支給対象の障がい者等（身体・精神・知的障害者、難病患者、生活困窮者）の支援する人を決め、「障がい者生活支援金制度参加申込書」を、事務局に提出し承認を得て、登録番号を取得する
- ②支援サービスの設置先等を募集する人は、誰でも良いし、人数制限もない
- ③募集する人は、支援金の支援対象者を特定する（障がい者、難病患者、生活困窮者等）
- ④募集支援金、継続支援金を支援対象者に3ヶ月毎（3月・6月・9月・12月）に支給する
※振込手数料は控除する
- ⑤振込口座は、「障がい者生活支援金制度参加申込書」に記載した「申請者」の口座とする

3、支援サービス

- ①チャリティコピー機 ～ 設置されている期間継続して、毎月1000円/台が支給される
- ②募金自動販売機 ～ 設置されている期間継続して、毎月2000円/台が支給される
- ③募金型商品購入 ⇒ 10月開始予定

4、支援金の額（税込）

- ①募集支援金
 - ・チャリティコピー機 5千円
 - ・募金自動販売機 3万円
- ②継続支援金
 - ・チャリティコピー機 月額 1000円/台
 - ・募金自動販売機 月額 2000円/台
 - ・募金型商品購入 10月開始予定

5、事業に参加する方法

- ①障がい者生活支援金受給対象者
 - ・障害者（身体、精神、療育）
 - ・難病患者
 - ・生活困窮者
 - ・その他
- ②申請方法
 - ・当会指定の「障がい者生活支援金制度参加申込書」を、記入捺印の上、メール、Fax、郵送にて送付する
 - ・理事会で確認後、登録番号を発行します

6、設置先の募集、商品購入者の募集

- ・設置先の募集は、誰でもできます
- ・募集する人は、生活支援金支援対象者のグループに加入して頂くことが必須です
- ・設置や購入に賛同される人は誰でも設置や購入ができます

7、募集方法と設置申込書の送付

- ・募集は、当会が作成したチラシを使って募集を行って下さい
- ・設置先が決まったら、「チャリティコピー機」「募金自動販売機」の設置申込書を当会事務局に送付する
- ・設置先が決まったら、メールで決定の連絡をする

8、生活支援金の支払い

- ・募集支援金、継続支援金は、「障がい者生活支援金制度参加申込書」の申請者である「生活支援金受給者」にの指定された口座に振り込む
- ・支給は、3ヶ月毎（3月・6月・9月・12月）に行う ※振込手数料は控除する
- ・ 3月 ⇒ 11月～ 1月
- ・ 6月 ⇒ 2月～ 4月
- ・ 9月 ⇒ 5月～ 7月
- ・ 12月 ⇒ 8月～10月
- ・振込口座は、「障がい者生活支援金制度参加申込書」に記載した「申請者の口座」とする

9、退会

- ・退会はいつでも自由にできます
- ・「障がい者生活支援金制度」の運営において、当会が不適切と判断した時は退会して頂きます

※下記宛に、メールかFaxで送って下さい。

◎問い合わせ先、送付先

一般社団法人障がい者の明日を考える会

〒813-0034 福岡市東区多の津4丁目17-5 (社) 障害者自立支援協会内

電話 070-6994-3701

Fax 092-260-7427

Mail info.shogaisha@gmail.com